

神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

「建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件」（平成 27 年国土交通省告示第 255 号。以下「平成 27 年告示」という。）が令和 2 年 2 月 26 日に改正されたこと等を受け、神奈川県建築基準法施行細則（以下「細則」という。）について必要な改正を行う。

2 改正の内容

平成 27 年告示の改正により、3 階を共同住宅の用途に供する建築物に係る主要構造部の構造方法に関する規定について、適用する基準の明確化や用語の整理等がされたことから、同規定の一部を準用している細則第 12 条の 3（長屋の構造等の基準等）について同様の改正を行う。また、その他の規定についても所要の修正を行う。

3 施行期日

令和 2 年 9 月 8 日